資料番号
Ｎｏ．２

（写）

令和４年７月13日

長野地方最低賃金審議会
　　会長　　倉﨑　哲矢　　殿

長野地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討小委員会
委員長　倉﨑　哲矢

特定最低賃金検討小委員会における検討結果について（報告）

当委員会は、令和４年度特定最低賃金（４業種）の適用使用者数・適用労働者数について、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告します。

記

適用使用者数・適用労働者数は別表のとおりとする。

特定最低賃金　適用使用者数･適用労働者数（令和４年度）

	平成28年経済センサス使用者数	事業所増減数	適用使用者数	平成28年経済センサス労働者数	増減人員数	除外者数	適用労働者数
印刷、製版業	348	5	**353**	3,820	8	270	**3,558**
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車･同附属品、船舶製造･修理業，舶用機関製造業	1,732	2	**1,734**	45,294	-600	3,184	**41,510**
計量器･測定器･分析機器･試験機、医療用機械器具･医療用品、光学機械器具･レンズ、電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計･同部分品、眼鏡製造業	1,384	-2	**1,382**	61,822	-692	4,338	**56,792**
各種商品小売業	49	0	**49**	3,846	0	559	**3,287**

※　平成28年経済センサスは、平成28年6月１日現在で公表されたものである。

※　事業所増減数及び増減人員数は、平成28年6月１日以降令和4年3月31日までの増減規模が10人以上の事業場について集計している。

※　除外者数は、最低賃金に関する実態調査結果を元に按分して算出した年齢による適用除外者数である。